

議第42号

橿原市個人情報保護条例及び橿原市情報公開条例の一部改正について

橿原市個人情報保護条例及び橿原市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市個人情報保護条例及び橿原市情報公開条例の一部を改正する条例

(橿原市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。」を「次の各号のいずれかに該当するものをいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第9号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

（2）個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

（3）要配慮個人情報 本人の人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

第17条に次の1項を加える。

- 3 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、第1項の規定を適用する。

（樫原市情報公開条例の一部改正）

第2条 樫原市情報公開条例（平成10年樫原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面、写真、マイクロフィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものに記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第3項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 公開請求に係る行政文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、第1項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正により、個人情報の定義等が改められたため、所要の改正を行うもの

議第43号

橿原市税条例等の一部改正について

橿原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市税条例等の一部を改正する条例

(橿原市税条例の一部改正)

第1条 橿原市税条例（昭和31年橿原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第25条第1項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなけれ

ばならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用

具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「計算に関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「製造たばこの重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切

り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条の5中「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

附則第7条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第8項を同条第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第7条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第17条の3中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第18条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

(檀原市税条例の一部改正)

第2条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 8」を「0. 6」に、「0. 2」を「0. 4」に改める。

附則第7条の2第7項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第8項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第9項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第17条の3中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

(檀原市税条例の一部改正)

第3条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

(樫原市税条例の一部改正)

第4条 樫原市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(樫原市税条例の一部改正)

第5条 樫原市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項及び第8項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(樫原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 樫原市税条例等の一部を改正する条例（平成27年樫原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「樫原市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「樫原市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年1

0月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中樫原市税条例第25条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、同条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第18条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中樫原市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中樫原市税条例第24条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中樫原市税条例第25条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第2条の5の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (9) 第1条中樫原市税条例附則第7条の2第8項を第10項とし、同項の前に1項を加える改正規定 公布の日
- (10) 第1条中樫原市税条例附則第17条の3の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の樫原市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例の第24条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項第1号イに規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成27年檀原市条例第22号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条各号列記以外の部分の規定による改正後の檀原市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、

３０年新条例第２０条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２０条	第９８条第１項若しくは第２項	檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年檀原市条例第号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第６条第３項
第２０条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第６条第２項
第２０条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１１９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第６条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第３項
第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第２項
	当該各項	同項
第１０１条第２項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第３項

５ ３０年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１

6条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告

に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の檀原市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第98条第1項若しくは第2項	檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成30年檀原市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第20条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第20条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

らない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の檀原市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第98条第1項若しくは第2項	檀原市税条例等の一部を改正する条例（平成30年檀原市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項
第20条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第20条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、

市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

理由 地方税法等の一部改正により、個人の市民税の非課税措置、基礎控除額等の所得要件の見直し、たばこ税の税率の段階的な引上げ、中小企業の生産性向上のための設備投資に係る固定資産税の特例の創設等、所要の改正を行うもの

議第44号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削り、同項第6号中「重度障害者」を「重度心身障害者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の檀原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定のうち同項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等（同項第1号に該当する者があるものに限る。）の補償基礎額の加算額の規定については、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた檀原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等（同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償

年金等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定に関わらず、新条例第5条第3項の規定のうち同項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等（同項第1号に該当する者があるものに限る。）の規定は、当該規定の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 改正前の樫原市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、適用日から施行日の前日までの間に、新条例第5条第3項第2号に規定する扶養親族がある非常勤消防団員等（同項第1号に該当する者があるものに限る。）に支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の扶養親族加算額について改正を行うもの

議第45号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について改正を行うもの

議第46号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

理由 介護保険法施行令の一部改正による規定の条ずれに対応するため、所要の改正を行うもの

議第47号

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び橿原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年橿原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の20の3中「第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の13第3項中」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中」に改める。

第190条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「施行規則」に改める。

（樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 樫原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年樫原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 介護保険法施行規則の一部改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業の事業者として医療法の認可を受けて診療所を開設している者を認めるために、所要の改正を行うもの